

## 秩父市プレミアム付き商品券事業取扱要領

### 1. 目的

消費税率の引き上げに伴う消費支出の低迷に対する消費の拡大と市内商店の売り上げ拡大による商業活性化対策の一環として、プレミアム付き商品券を発行する。

### 2. 商品券の発行について

- (1) 名 称 秩父市プレミアム付き商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発 行 者 秩父市、秩父市商店連盟事業協同組合（以下「市商協」という）
- (3) 発行総額 10億2千万円
- (4) 発売価格 1セット10,000円（額面1,000円の商品券×12枚）  
（内訳）10枚：一般商店・大型店等（商品券取扱店全店）使用可  
2枚：一般商店専用券
- (5) 店舗区分 一般商店：店舗面積が1,000㎡以下の小売店とその他の業種（以下を除く）  
大型店等：①店舗面積が1,000㎡を超える小売店  
②店舗面積が300㎡を超えるチェーン店（バックヤード、厨房、整備工場等含む）  
③大手コンビニチェーン店  
※大型店舗内および同敷地内にある店舗は大型店等に含まれる。
- (6) 発 売 日 平成27年6月下旬予定
- (7) 利用期間 発売日～12月20日まで
- (8) 販売方法 市内10か所程度の施設等で販売する。  
※発売日に完売しなかった場合、販売所を限定して販売する。
- (9) 販売上限 一人5セットまで 発売日に完売しなかった場合はこの限りではない。

### 3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能である。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出ない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負わない。

### 4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
- (2) 不動産等の購入
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの。
- (4) 公共料金等公共性の高いもの
- (5) 仕入等の事業資金
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (8) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

### 5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることがわかるよう、利用者がわかりやすい場所にポスターを掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市商協まで報告すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

### 6. 取扱店の参加資格 秩父市内に店舗を有する事業者で、秩父市商工業振興基本条例を遵守し、次の(1)、(2)に該当するものとする。なお、金融業、風俗業のほか、公序良俗に反する営業を行なっている事業者は除く。

- (1) 【別表1】に該当する箇所の条件を満たすこと
- (2) 秩父市共通商品券「和同開珎」(コイン型商品券)の取扱店となること

【別表 1】

	店舗面積400㎡以上の小売店	左記以外
店舗が次のエリアにある場合 上町・中町・本町・東町 番場町・宮側町・上野町 影森・相生町	○該当する商店街の会員であること ○秩父市商店連盟連合会の準会員であること	○該当する商店街の会員であること ○市商協の組合員であること
上記以外	○商工団体の会員であること ○秩父市商店連盟連合会の準会員であること	○商工団体の会員であること ○市商協の組合員であること

※各団体の入会については、別紙「各団体の入会について（ご案内）」参照

7. 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、商品券換金依頼書と使用済券を換金事務局（秩父商工会議所）に提出する。換金事務局は商品券換金依頼書と使用済券を確認の上、線引小切手にて支払う。

(2) 換金期間

平成27年7月9日から平成28年1月中旬までの指定日（月3回を予定）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられません。

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

8. 取扱店の取消等

この「取扱要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は損害金を請求します。

9. その他留意事項

(1) この「取扱要領」に記載されていない事項は、市商協へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、秩父商工会議所のホームページやチラシにより広報します。

10. 申請手続について

(1) 申請方法

この「取扱要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、市商協（秩父商工会議所内）へ郵送又は直接提出してください。

「取扱店登録申請書」は秩父商工会議所のホームページからダウンロードできるほか、同所窓口でも配布します。（秩父商工会議所HP：<http://www.chichibu-cci.or.jp/>）

(2) 申請書の提出先

秩父市商店連盟事業協同組合 〒368-0046 秩父市宮側町1-7（秩父商工会議所内）

TEL：0494-22-4411 FAX：0494-24-8956

(3) 受付期間 第1次募集 平成27年5月15日（金）から 5月26日（火）

第2次募集 平成27年5月27日（水）～

9：00～17：00（土日祝日を除く）

※第1次募集で取扱店となった事業所は、新聞折込チラシの取扱店一覧に掲載します。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、市商協の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には後日「取扱店証明書」を発行します。また、配布物として、ポスターを配布します。

(5) その他

①秩父市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

③取扱店一覧に変更があった場合は、秩父商工会議所のホームページでお知らせします。

個別の店舗ごとに申し込んでください。